

みなさんの宮城県消費生活センター

消費生活相談

商品やサービスの契約などについての相談を無料で受け付けています。

無料



消費者啓発

出前講座

公民館や町内会、学校などに講師派遣しています。

無料

消費生活展

消費者トラブルについての講座やパネル展を開催。

無料

暮らしに役立つ情報提供

ホームページ、パネル展示、リーフレットなどで情報を提供しています。DVDやパネルの貸出しもしています。

無料

多重債務・借金の相談を受け付けています。

借金は必ず解決できます。まずはご相談下さい。

ご利用ごあんない

●相談受付時間

平日 9:00~17:00

土・日 9:00~16:00

祝日・振替休日・年末年始を除く。ただし祝日が日曜日の場合は相談を受け付けます。

仙台駅から 徒歩20分

地下鉄(勾当台公園駅 北2出口)から 徒歩 3分

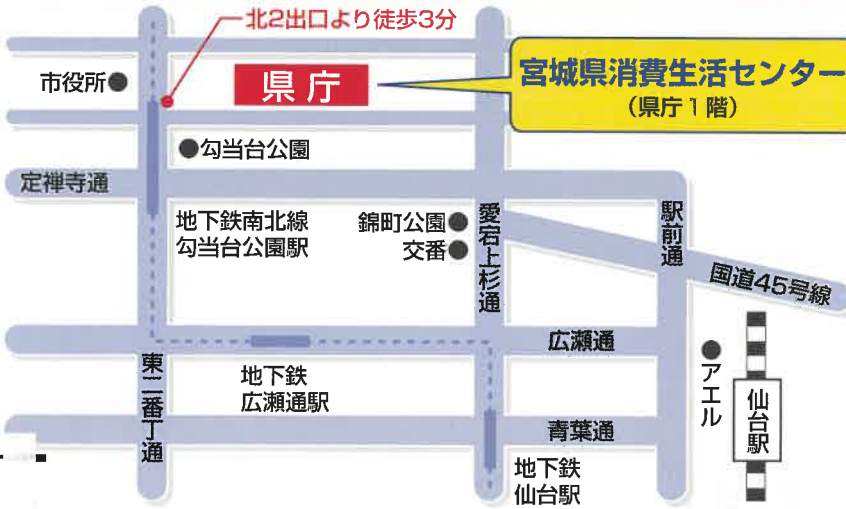
バス(県庁市役所前)から 徒歩 3分

宮城県消費生活センター

☎022-211-3123

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (県庁1階)

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>



■県内の相談窓口

大河原	大河原地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	☎ 0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	☎ 0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0226-22-7000

相談受付時間/月曜日~金曜日 9:00~16:00 (土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始は休ませていただきます。)

消費者ホットライン ☎188 最寄りの消費生活相談窓口につながります。



本冊子の作成にあたり、原材料調達及び印刷加工段階等において排出されるCO₂(1部あたり38g-CO₂)の量をカーボンオフセットしています。このリーフレットは14,000部作成し1部当たりの単価は約14.1円です。平成31年3月発行

知っておこう! あなたに迫る 消費者トラブル



ちよっと待った!!



キツパリ断ろう!

©宮城県・旭プロダクション



宮城県消費生活センター 相談窓口 ☎022-211-3123

無料

若者に多いトラブル

サクラサイト

サイトに雇われたサクラが、芸能人や異性、占い師などになりすまし、「お金をあげます」「相談にのって」「あなたにお告げがあった」などとメールを送り、消費者の様々な気持ちを利用し、理由をつけて運営サイトに登録させる。そこでメール交換などの有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイト。



情報商材のトラブル

情報商材とは、「1日数分の作業で月に数十万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネット等で取引される情報のこと。情報商材は購入するまで内容を確認することができず、購入してみたら広告や説明と違って儲からない、返品もできない、というトラブルがある。



アポイントメントセールス

SNS等で知り合った人から親しげに誘われかけると、高額な商品や講座などを契約させられる。呼び出されて何時間も勧誘され、正常な判断ができなくなった頃を見計らって契約するよう仕組まれている。恋愛感情を悪用して勧誘を行う場合もある。

名義貸し

自分の名前を他人に貸して、他人が契約すること。名義を貸した人(契約者)が商品の代金や借金を支払わなければいけない。「迷惑かけないから名前だけ貸して」などの誘いに乗って、名前だけ書いたつもりでも、後日請求書が届き、相手とも連絡がつかず慌てるはめに…。「スマートフォンを契約するだけでバイト代がもらえる」という勧誘もある。

若者・高齢者ともに多いトラブル

ワンクリック請求・架空請求

アダルトサイトなどで年齢確認画面を表示し「18歳以上」をクリックさせて、突然料金を請求する。「未納金があるので支払え」という内容のメールやハガキを送り付けて、消費者を焦らせ、記載されている連絡先に連絡させ料金を支払わせようとする。



通信販売の定期購入のトラブル

テレビショッピングや新聞・ネット広告で、健康食品や化粧品・サプリメントなどを、お試し価格の一回だけだと思し申し込むと、実際には定期購入になっており、想定以上に購入しなければならなくなったというトラブル。中には業者への電話が通じにくかったり、中途解約に応じてくれないということもある。



マルチ商法-ネットワークビジネス-

会員になって商品を友人や知人に勧め会員を増やし、紹介料をもらい稼ぐ仕組み。会員を増やせず在庫や借金をかかえてしまったり、友人を失ってしまうこともある。SNSで勧誘される場合もある。商品は、仮想通貨などの投資商品や、健康食品、コーヒーメーカーなど様々である。



高齢者に多いトラブル

電話勧誘

光回線サービスの電話勧誘で、大手電話会社を名乗り「料金が安くなる」などと勧誘するが、かえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりするトラブルがある。また、販売目的を隠して「簡単なアンケートです」「ご紹介だけ」「必ず儲かります」などと突然電話があり、「ハイ、ハイ」と返事をしていると契約したことにされたり、個人情報を出されてしまうことがある。



点検商法

「屋根の点検」「古いふとんを見せて」などと言って家に入り込み、「このままでは家が倒れる」「病気になる」などと不安をあおって、必要のない住宅リフォーム契約や高額なふとん類を購入させる。特に高齢者が狙われやすい。



※高圧洗浄、消火器、床下換気扇、白アリ駆除等にもご注意ください。

訪問購入

「何でも引き取る」と言われて、古着の査定を依頼したが業者は古着に目もくれず、貴金属や宝石、コイン、切手などを安値で買い取っていく。「今が一番高値です」「早くしないと大損ですよ」などのセールストークで、その場で判断を迫られるような場合は特に注意が必要。



催眠(SF)商法

日用品などをただ同然で配って会場に人を集め、雰囲気盛り上げながら高額な商品を販売する。長期にわたる販売期間の中で言葉巧みに近づき、高齢者との関係を築いていくのが典型的。

送りつけ商法

知らない業者から突然電話があり、注文していない健康食品をあたかも消費者が注文したかのように勘違いさせ、代金引換で受け取らせる。注文していないと断っても、「会話を録音している」「訴える」と脅し、無理やり受け取らせることもある。

※カニなどの海産物の送りつけにもご注意ください。

高齢者の被害防止のためには、まわりの人の目配り・気配り・声かけが必要です。

例えばこんな時には要注意

この頃、見慣れない人の出入りがある

玄関や押入れに箱の山がある

「タダだった」と言って、日用品など色々もらってくる



クーリング・オフ制度とは、訪問販売・電話勧誘等の特定の取引で消費者が商品やサービスを契約した場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です(特定商取引法)。クーリング・オフ期間は、例えば訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入による場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日間(マルチ商法は20日間)です。

※通信販売はクーリング・オフできないので要注意!
※その他にもクーリング・オフできない場合があります。

詳しくは裏面の相談窓口へ